

人身の自由に関する次のA～Eの記述のうち、適当なもののみをすべて挙げているのはどれか（争いがあるときは、判例の見解による。）。

- A 憲法31条は、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられないことを保障しているが、この保障は、行政手続についてもすべて及ぶから、行政処分を行う場合は、行政処分の相手方に対して、常に事前の告知、弁解、防御の機会を与える必要がある。
- B 憲法33条は、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、理由となっている犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されないことを保障しているが、罪状の重い一定の犯罪のみについて、緊急やむをえない場合に限り、逮捕後直ちに裁判官の審査を受けて逮捕状の発行を求めることを条件として逮捕を認めることは、本条の趣旨に反しない。
- C 憲法37条1項は、刑事被告人に対して、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を保障しているが、本条項は、審理の著しい遅延の結果、迅速な裁判を受ける被告人の権利が害されたと認められる異常な事態が生じた場合には、これに対処すべき具体的な規定がなくても、その審理を打ち切るという非常救済手段をとることをも認める趣旨の規定である。
- D 憲法38条1項は、自己に不利益な供述を強要されないことを保障しているが、本条の保障は、犯罪事実の発見の手がかりを与えるような事実に至るまで及ぶから、刑事被告人は、本条項によって、自己の氏名を黙秘する権利を有する。
- E 憲法39条1項は、既に無罪とされた行為については刑事上の責任を問われないことを保障しているが、ある犯罪事実について無罪が確定した後、新たに有罪となるような証拠が発見された場合には、再審手続により有罪とすることは許される。

- 1 A、B
- 2 A、C、E
- 3 A、D
- 4 B、C
- 5 B、D、E

 解説

- A × 判例（成田新法事件：最大判平4.7.1）は、「憲法31条の定める法定手続の保障は、直接には刑事手続に関するものであるが、行政手続については、それが刑事手続ではないとの理由のみで、《そのすべてが当然に同条による保障の枠外にあると判断することは相当ではない》」とし、「行政処分の手続に事前の告知、弁解、防御の機会を与えるかどうかは、行政処分により制限を受ける権利利益の内容、性質、制限の程度、行政処分により達成しようとする公益の内容、程度、緊急性等を総合較量して決定されるべきものであって、《常に必ずそのような機会を与えることを必要とするものではない》」とする。したがって、憲法31条の保障が、行政手続にもすべて及ぶとする点で、また、常に事前の告知、弁解、防御の機会を与える必要があるとする点で、本肢は、適当でない。
- B ○ 判例（最大判昭30.12.14）は、緊急逮捕の合憲性につき、「厳格な制約の下に、《罪状の重い一定の犯罪のみについて、緊急已むを得ない場合に限り》、逮捕後直ちに裁判官の審査を受けて逮捕状の発行を求めることを条件とし、被疑者の逮捕を認めることは、憲法33条規定の趣旨に反するものではない」としている。したがって、本肢は適当である。
- C ○ 判例（高田事件：最大判昭47.12.20）は、「憲法37条1項の保障する迅速な裁判をうける権利は、憲法の保障する基本的な人権の1つであり、右条項は、単に迅速な裁判を一般的に保障するために必要な立法上および司法行政上の措置をとるべきことを要請するにとどまらず、さらに個々の刑事事件について、現実には右の保障に明らかに反し、審理の著しい遅延の結果、迅速な裁判をうける被告人の権利が害せられたと認められる《異常な事態が生じた》場合には、これに対処すべき具体的規定がなくても、もはや当該被告人に対する手続の続行を許さず、その《審理を打ち切る》という非常救済手段がとられるべきことをも認めている趣旨の規定である」とする。したがって、本肢は適当である。
- D × 判例（最大判昭32.2.20）は、「いわゆる黙秘権を規定した憲法38条1項……の法意は、何人も自己が刑事上の責任を問われる虞ある事項について供述を強要されないことを保障したものと解すべきである……。されば、《氏名のごときは、原則としてここにいわゆる不利益な事項に該当するものではない》」としている。したがって、本条項によって、自己の氏名を黙秘する権利を有するとする点で、本肢は適当でない。
- E × 「何人も、……既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない」（一事不再理の原則：憲法39条前段）が、《無罪が確定した後》に新たに有罪となるような証拠が発見された場合に《再審手続により有罪とすること》は、一事不再理の原則に反し、《許されない》と解されている。したがって、無罪が確定した後でも、再審手続により有罪とすることは許されるとする点で、本肢は適当でない。

以上より、適当なものはB・Cであり、肢4が正解となる。